

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
民生児童委員研修事業委託	R2.3.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	4,799,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は民生委員・児童委員への研修を行い、「資質向上」及び「知識の習得による活動の負担軽減」を図ることが主な目的。契約相手先は県内の民生委員・児童委員が加入し、研修事業開催など会員の資質向上に努めるとともに、民生委員・児童委員、市町村等の関係機関とも日常的に連絡をとり、情報の共有化を図っている。研修開催実績及び契約相手先の持つネットワークにより、民生委員・児童委員が求めている研修を立案・実施することが可能。これらのことから、本事業は契約相手先以外の団体においては委託業務の目的を達成できない。	